

第2章 養護者等による高齢者虐待への対応

第2章 養護者等による高齢者虐待への対応

1. 養護者等による高齢者虐待への対応の仕組み（フローチャート）

（1）通報・届出・相談・情報提供の受付

市及び地域包括支援センターは、高齢者虐待（疑いを含む）に関する通報・相談を受付けます。

※休日夜間帯における対応

緊急を要する高齢者虐待を疑う場合には、本人の住所地を所管する地域包括支援センターが受付を行い、高齢者の状況確認を行い市と対応を協議します。

（2）事実確認（状況確認、スクリーニング）

地域包括支援センターを中心とし、家庭訪問や関係機関からの聞き取りにて情報収集し、高齢者の安全確認、通報・相談の事実を確認します。

（3）コアメンバー会議（在宅）の開催

事実確認で得られた情報をもとに、コアメンバー会議で以下の内容を協議・検討します。

①コアメンバー会議とは？

会議という名称を用いますが、会議形式（会議開催）のみを指すものではなく、『チームとして検討し、合議すること』を意味します。そのため、形式にとらわれず、地域包括支援課・高齢者支援課・地域包括支援センターなどにおいて、今後の対応についての検討をし、合議することをコアメンバー会議として位置付けています。

②コアメンバー会議開催の目的

情報の共有化、虐待有無の判断、緊急性・重大性の判断、当面の支援方針の決定（保護・分離等の決定、立入調査の決定を含む）、関係機関の役割分担の決定

主催 … 地域包括支援課

参加者 … 地域包括支援課、高齢者支援課、担当地域包括支援センター

以下、第2章における「コアメンバー会議」については上記内容の会議を指します。

（4）個別ケース会議の開催

状況に応じて会議を開催し、関係機関での支援方針の協議、役割分担の確認、モニタリング時期の設定などを行います。

（5）支援計画に基づく支援の実施

コアメンバー会議で立案した支援計画に基づき、対応にあたります。緊急性が高まった場合は、再度コアメンバー会議を実施します。

（6）モニタリング

コアメンバー会議で立案した支援計画に基づく支援状況の進捗確認を実施します。継続支援、終結判断を視野に入れてモニタリングを実施します。

養護者等による高齢者虐待への対応の仕組み（フローチャート）

高齢者本人、家族、医療機関、ケアマネジャー、サービス事業所、
民生委員、近隣住民、警察 等

通報、届出、相談、情報提供
(疑いの段階でも相談可能)

【通報・届出の受理】

【事実確認（状況確認・スクリーニング）】

【コアメンバー会議の開催】

事実確認等で得られた情報を整理
虐待事実有無の判断等を協議・検討
権限行使に関する判断

【個別ケース会議】

状況に応じて会議を開催

より積極的な介入が必要と判断した場合

【適切な権限行使】

立入調査、老人福祉法上の措置、
成年後見制度の申立
警察への援助要請 など

【支援計画に基づいた援助の実施】

モニタリング

【コアメンバー会議】

援助実施内容の評価
支援計画の見直し
虐待対応の終結の判断

援助の終結

2. 高齢者虐待対応の留意事項

■支援者が虐待ケースに関わる際に気をつけたい事項

(1) プライバシーを守る

相談内容は、本人や家族も事実を隠すなど、他人には知られたくないという思いがあり、結果的に潜在化させてしまう要因にもなります。このように高齢者虐待は、非常に繊細な問題を扱うことになるため、関係者間で情報交換等を行うにあたって、プライバシーに配慮することが大切で、関係者にも守秘義務を徹底する必要があります。

医療・福祉関係事業者は、個人情報第三者に提供する場合、原則、本人の同意を得ることが必要ですが、虐待事例については、関係法令に該当するものとして情報提供を行うことが可能です。

(2) 一人で抱え込まずにチームで対応する

高齢者や養護者の過去の人間関係、疾病や経済面等、複雑な要因が交錯して虐待が発生していることが多いため、一人で判断し対応することはリスクを伴います。職場内スタッフや関係者が連携して、客観的かつ多角的に情報を収集するためにも複数対応することが不可欠です。

チームで対応するにあたり、関係者間の調整役を担い、当該ケースの処遇や経過確認の責任を持つ職員を明確にしておきましょう。

(3) 高齢者本人の意思確認および尊重

対応方法の検討にあたり、本人との信頼関係を構築していく中で高齢者自身の真意を確認し、それを最大限に尊重することが重要です。

客観的な判断では分離が妥当と思われるケースであっても、高齢者本人が拒否する場合があります。このような場合、本人の意思を選択した場合のデメリットや客観的な状況を伝えた上で本人の理解を促し、前向きな行動ができるように支援していきましょう。

支援の過程において、本人の気持ちに揺らぎが生じることも予測されますが、その気持ちを尊重しつつ、サービス利用により虐待の軽減または解消を図ったり、見守りの継続をする等の対応も必要となります。

<キーワード>

* 守秘義務の徹底

* 個人情報の保護に関する法律第23条第1項第2号参照

* 一人で判断せず、スタッフ間で相談しましょう

* 本人の意思を確認して、できるだけ尊重するようにしましょう。

(4) 高齢者本人・養護者ともに支援する

虐待を受けている高齢者本人の権利擁護を行うにとどまらず、虐待をしている家族に対する助言等の働きかけも視野に入れた支援も欠かせません。養護者自身、長期間の介護による疲労やストレス、疾病や障害を抱えている等の要因により、虐待に及ぶ場合も散見されます。その家族が抱えている問題は何であるのか十分にアセスメントし、解決につながるよう、高齢者及び養護者ともに支援しましょう。

* 高齢者本人・養護者は、平等であることを心掛けましょう。

* 家庭内に潜在している問題の把握に努めます。

高齢者虐待等ケースの対応の流れ

① 発見・相談

【19ページ】



② 実態把握

【22ページ】



③ 虐待の判断～緊急性の判断及び危機介入

【26ページ】



④ ケースの検討～虐待対応支援計画の作成

【28ページ】



⑤ 支援の実施

【30ページ】



⑥ 支援の評価～虐待対応の終結

【34ページ】



3. 発見・相談

(1) 高齢者虐待の発見

高齢者虐待は身近に起こりうる事として認識し、高齢者に関わる人々が虐待に気づき、重度化する前に相談や支援につなげることが大切です。地域包括支援センターなどの相談窓口で相談・通報し、関係機関の協力のもと対応していきましょう。

～ポイント～

- 虐待のサインに気付けるよう予備知識を蓄えておきましょう。
- 関係機関の連携に努めましょう。

① 虐待のサインに気づく

虐待を防止するためには、早期にその兆候を発見し対応することが重要です。そのために、高齢者の家庭に入る機会のある保健・医療・福祉の関係機関は、各立場から様々な虐待のサインを察知することが求められます。

*虐待のサインについては、第1章10ページを参照してください。

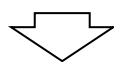


② 関係機関の連携

虐待のサインに気付いたとしても、一機関の関わりでは虐待が起こっているか否かの判断が困難な場合が多いと思われます。

虐待が発生する家庭は、一般的に地域から孤立している状況が考えられることから、虐待を発見することが遅くなる可能性があります。さらに、虐待をしている側は、虐待と自覚していない場合もあり、一方の虐待を受けている側も、周囲に知られないようにする場合が見受けられます。

*日頃から関係機関等との関係づくりに努め、より早期の段階より「相談」等の連絡が入りやすい関係構築を行きましょう。



閉ざされた家庭内に入ることができるケアマネジャーやホームヘルパー、入浴時などに身体を目視できる通所介護等事業所は、虐待を発見しやすい立場にあることを念頭におき、虐待の早期発見に努めるよう心掛けなければなりません。

【相談窓口】

⇒ 47～49ページ
参照

(2) 相談等受付

■市・地域包括支援センター

～ポイント～

- 相談・通報時に確認すべき情報を明確にしておきましょう。
- 優先すべきは、対象高齢者の安全確認をすることです。
- 緊急性の程度により、即時対応が必要であることも留意して、その後の対応につなげます。
- 相談者の話を傾聴し無理に情報を聞き取ろうとせず、信頼関係を築き自主的な発言ができる状況（例：話しやすい雰囲気作り等）を作るよう努めます。

① 相談内容の真意を確認

本人や家族のみならず関係者からの相談・通報は、虐待発見の大きな情報と言えます。しかし、初期対応を誤ると、虐待把握の機会を逸してしまい介入や対処が困難となる可能性もあるため、慎重かつ丁寧に相談者が何を相談したいのか、その内容を聞き出し対応することが求められます。

～ポイント～

誰からの相談か：

誰からの相談かによって、その後の関わり方が異なってくるため、当事者との関係を確認しましょう。

相談内容の確認：

相談したことを伏せて対応を望んでいるのか、話を聞いてもらうだけで良いのか、相談者自身で解決する意向なのか、等

⇒相談者が対応を望んでいる場合、「関係機関と対応の検討をする」「様子観察のため家庭訪問をする」等、対応方法を伝え合意を得ておきます。また、その後の連絡方法（例：こちらから連絡するのか）を確認します。

② 相談受理時の確認内容

初期相談時には、以下の内容について確認が必要です。

- ・虐待の状況
- ・高齢者本人の状況
- ・養護者や家族の状況
- ・高齢者と養護者や家族の関係
- ・介護サービスなどの利用状況や関係者の有無
- ・通報者の情報

このような内容を、可能な限り情報収集するよう努めましょう。

*具体的な情報を聞き出しておくと、事実確認の際に何を見聞きすれば良いか、考えやすくなります。

*通報者の心情を受け止め、相手のペースにあわせて聞いていきましょう。

*生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、迅速に対応しなければなりません。

③ 対象高齢者の安全確認

相談があった際、「身体的に危険があるか」「生命の危機がある可能性があるのか」等の判断が必要となります。何よりも、高齢者の安全確認を優先させなければならず、迅速に対応できる体制を構築しておくことが前提となります。高齢者の生命または身体に重大な危険が生じていると推察される場合は、早急に高齢者の安全を確保する対処をとる、あるいは安全確認ができた場合でも、継続的に様子観察することが大切です。

* 事前に所属での対応について話し合っておく必要があります。

④ 信頼関係の構築

虐待ケースへの対応をスムーズに行うにあたり、高齢者や家族との信頼関係を築くことが大切です。小さな相談であっても傾聴し、「どうすればよいか」を共に考えていきましょう。家族の負担軽減に努めることで、虐待の未然防止や深刻化を防ぐことにつながります。

* 傾聴のポイント

- 相談者の不安を和らげる
- 客観性をもち話を聴く

⑤ 相談者への配慮

相手が話しやすいように配慮しましょう。尋問されているかのような印象を与えないように、相談者が「十分に聞いてもらった」と思われる相談を心掛けましょう。

※相談者、通報者に関わる個人情報については守秘義務があります。慎重な配慮が必要です。

* 使用帳票

- 「利用者基本情報把握票」
- 「経過記録」
- 「相談・通報・届出受付票」
- 「高齢者虐待受付票」
- 「事実確認票」



4. 実態把握

■市・地域包括支援センター

～ポイント～

- 虐待は、その加害者に意図があるかどうかということは関係なく、高齢者にとってどのような影響を与えているか？ということを考える必要があります。
- 高齢者にとって不安やしんどさを感じることは、虐待の可能性があるとと言えます。
- 相談や通報を受けた担当者は、事実確認のために、多面的に情報を収集して一元化しましょう。

(1) 虐待対応の必要性があることの見極め

① 地域包括支援センター内での協議

地域包括支援センター内で組織的判断として、まず、虐待対応の必要性があることを確認します。

虐待対応の必要性があることを見極めた場合は、どのような見通しを持って対応していくのかを協議します。

- ア 緊急対応の必要性の予測（緊急性の程度は？）
- イ 事実確認前の情報収集（どのような情報が必要か？）
 - ・関係機関からの情報収集内容
 - ・庁内情報の収集内容
- ウ 事実確認の方法と役割分担の検討（いつ誰がどのようにして事実確認を行うか？）

<キーワード>

*担当者個人で判断せず、「必ず組織として判断する」のが虐待対応の基本であり、複数の目でチェックしましょう。

(2) 地域包括支援課への連絡・協議

地域包括支援センターは、地域包括支援課へ相談・通報内容の概要及び上記(1)①ア、イ、ウの協議結果を伝えます。

具体的には、事実確認前の行政の把握している情報の提供および事実確認方法と手順（誰が、どのような形で、何を確認するのか）を決めます。

また、コアメンバー会議の開催について決定しておく必要もあります。

*コアメンバー会議の開催は、原則、通報・相談受付時から48時間以内の開催が望ましい。

(3) 実態把握（事実確認）について

① 訪問調査

虐待の事実を確認するためには、できるだけ訪問して状況を把握します。（原則、家庭訪問等により、高齢者、虐待者双方と面接します。）

訪問調査を行う際の留意事項は、信頼関係の構築を念頭に、客観性を高めるため、原則複数の職員等で訪問します。

通報等の内容から高齢者本人への医療の必要性が疑われる場合には、医療職が訪問調査に立ち会うことが望まれます。

② 関係機関からの情報収集

関係機関からの情報収集は、訪問の前だけに行うというのではなく、訪問によって分かった事実について、関係機関からも情報収集するという、循環した事実確認を行う必要があります。

情報収集方法として、電話や訪問等による聞き取りだけでなく、サービス担当者会議等の会議を利用した情報収集もあります。

③ 事実確認のための調査内容

- ア 本人の病歴・既往歴・ADL等
 - イ 本人の精神的状況（認知症、精神状況、問題行動等）
 - ウ 本人の思い、意向等
 - エ 虐待の状況、具体的内容、頻度、要因等
 - オ 緊急性の有無
 - カ 養護者等の心身の健康状況・家庭環境・過去のトラブル
 - キ 経済的状況・家族構成
 - ク 介護保険等サービスの導入及び利用状況等
- 虐待されている高齢者がどうしたいのか、本人の意思確認が重要です。

本人が認知症などで意思確認が困難な場合であっても、行動や表情で本人の気持ちの確認に努めるとともに、他に協力してくれる親族、後見人等に意思を確認します。

事実確認に際しては、関係機関と連携し、情報収集を行います。

これらの情報は「利用者基本情報把握票」「事実確認票」「アセスメント要約票」などに整理して記入します。

④ 調査時の留意事項

訪問調査にあたっては、職務・調査内容・高齢者の権利について説明し、理解を得ることが必要です。

初期介入時は、否定的な態度を示す場合も考えられま

<キーワード>

*虐待の事実確認を複数のスタッフで行うことで、見落としのない客観的な確認や、スタッフ自身の安全も確保できます。

*使用帳票

「利用者基本情報把握票」
「経過記録」
「相談・通報・届出受付票」
「高齢者虐待受付票」
「事実確認票」
「アセスメント要約票」
など

*調査時の心構え

- ・言葉と態度には細心の注意を払う。
- ・表情、しぐさの把握に努める。
- ・高齢者本人の意思を確認する。
- ・プライバシーに配慮する。
- ・養護者も被害者の場合があることを考慮する。

*信頼関係の構築に努める。

*拒否された場合、焦って無理に訪問しない。

*「虐待」という言葉はみだりに使わない。

すが、支援する姿勢を相手に示して、理解してもらえよう心がけることが必要です。

養護者は「虐待をしている」と意識せず行動している場合もあるので、養護者も支援をうけるべき対象者である場合があることを理解し、言葉には十分配慮して情報収集にあたります。また、虐待者本人に関係者が虐待の疑いを抱いていることを気付かれないようにすることも必要です。

虐待が疑われる家庭では、事実を語らず口を閉ざしていることが多くあるため、周辺の話（介護の話など）からはじめ、家族や高齢者の話に注意深く耳を傾けることが求められます。

⑤ 訪問を拒否された場合の対応

拒否されても粘り強く、高齢者または養護者の理解が得られるまで、高齢者や養護者の抱える問題に関心を持ち、心配していることを伝え、待ちの姿勢を維持します。また、見守りによる状況把握を継続的に行い、高齢者や家族が適切な意思決定ができるように情報提供をしていきます。

これまでの関わりから、高齢者または養護者が信頼している人（主治医・ケアマネジャー・ホームヘルパー等）があれば、それらの関係者がまず主たる支援者としてかわり、地域包括支援センターは、助言やケース会議に参加するなど側面的な関わりをする場合もあります。

様々なアプローチによっても介入拒否が解消されず、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている恐れがあると認めるときは、立入調査の検討も考えられます。

⑥ 調査の継続性の確保

調査実施後も、定期的に訪問して状況を確認し、継続的にアセスメントを実施します。

1回の訪問ではすべての情報を把握できないことも多く、一度に無理な情報収集を避ける意味でも、信頼関係の構築に向けて継続訪問し、状況確認していく必要があります。

<キーワード>

*ケース会議では、高齢者や介護家族の近隣関係、利用資源などを把握するとともに、関係機関の情報の共有化を図り、役割分担を決めて、チームでアセスメントを試みます。

*長期間のかかわりも想定されるため、経過記録に顛末がわかるように記録します。

帳票記入のポイント

- あいまいな表現は使わない
(例：かなり、とても、非常に など)
- 計数化する（何度も殴られたのではなく、5回殴られたなど）
- 分からないことは記入しない（分からないと記入する）
- 図示する（傷については、色、形態なども記載）

(4) 情報の整理

帳票の活用について

事実確認・情報収集は、一度の確認ですべての事実がつかめるものではなく、すべての事実が確認された上で対応を協議しようとする、緊急性を見逃して対応が遅れる可能性もあります。

そのため、以下の点に留意して帳票を活用しましょう。

・帳票はツール

帳票は虐待の一連の流れを構造化し、今後の対応を判断するための道具です。帳票を埋めることが目的ではありません。

・明確な情報と明確でない情報を整理していくもの

明確でない情報は「不明」という事実を記入します。不明の場合は、その情報をコアメンバー会議にて「誰が、どのように、いつまで」に確認するのかを定める必要があります。

・継続的に使用していくもの

虐待対応の流れに即して、同じ帳票をどの段階でも使用し、新たな情報や決定事項などを追加していく必要があります。

<キーワード>

*使用帳票

「利用者基本情報把握票」

「経過記録」

「相談・通報・届出受付票」

「高齢者虐待受付票」

「事実確認票」

「アセスメント要約票」



5. 虐待の判断 ～ 緊急性の判断及び危機介入

■市

～ポイント～

- 実態把握（訪問・関係機関からの情報収集など）の結果を踏まえ、今後の対応について協議しましょう。
- 虐待の程度や高齢者の状態によって介入の方法は変わってくるため、緊急性の評価をいち早く行いましょう。
- 高齢者自身の生命に危険があるかどうか判断し、緊急性が高いと判断した場合は、迅速かつ適切な介入が必要となります。

(1) コアメンバー会議による判断

① コアメンバー会議の開催

地域包括支援課は地域包括支援センターから報告を受けた後、速やかにコアメンバー会議を開催します。

コアメンバー会議開催の結果、判断するための情報が不足していると判断された場合は、改めて実態把握の内容や方法を検討し行います。

また、虐待ではないが、何らかの支援が必要であると判断される場合は、地域包括支援センターは、虐待が生じないようにするための予防的な関わり（ケアマネジャー支援、他機関連携・調整など）を行っていく必要もあります。

<キーワード>

緊急性を判断する視点

- 「本人が保護救済を強く求めている」
- 「生命に危険な状態」
重度のやけどや外傷、褥そう、極端な栄養失調・衰弱、脱水症状、肺炎等。
- 「生命に対する危険な行為が行われている」
頭部打撃、顔面打撃、首絞め・揺さぶり、戸外放置、溺れ等。
- 「人格や精神状況に著しい歪みが生じている」
虐待を理由として、本人の人格や精神状況に著しい歪みが生じている。
- 「虐待が恒常化しており改善の見込みが立たない」
虐待者の自覚や改善意欲がない。虐待者の社会不適應行動が強く介入が困難。
- 「確認できないが上記である可能性が高い」
- 「自虐・自己放任が上記に該当する」

(2) 緊急性の判断及び危機介入

緊急がないと判断した場合

コアメンバー会議の結果に基づいて、虐待解消に向けた支援計画と役割分担を決定するために、現在関わっている機関やこれから関わってもらう機関を召集した個別ケース会議を開催します。

- ※ 個別ケース会議については、第2章6ケースの検討
(1) 個別ケース会議の開催を参照

緊急性があると判断した場合

緊急保護（措置）・入院対応による分離

- ・やむを得ない事由による措置等によるショートステイ利用
- ・養護老人ホームへの措置
- ・医療機関への入院（ケガ、骨折、衰弱等が明らかな場合） など

緊急・重大性の可能性があるが、高齢者の安否確認等ができない場合

立入調査の実施

- ・高齢者の生命または身体に重大な危険が生じていると認められるとき、またはその恐れがある時には、市が発行する身分証を持ち高齢者の住居等に立ち入り、調査等を行うことができます。
- ・立入調査の要否の判断は、コアメンバー会議により行われます。（様々な状況が想定されますので、事例により立入調査の要否を柔軟に判断します。）

<キーワード>

*使用帳票

「利用者基本情報把握票」

「経過記録」

「相談・通報・届出受付票」

「高齢者虐待受付票」

「事実確認表」

「アセスメント要約票」

「会議記録・計画書（コア

メンバー会議用）」 など

立入調査を要する場合の例

- 近隣住民や関係者から、高齢者の重篤なケガや衰弱、慢性疾患の悪化、重い感染症などについての具体的な情報が寄せられているにも関わらず、家族等の拒否が強く様々な働きかけをしても居所への立入りや高齢者本人への面会などが実現できず、安否が確認できないとき。
- 虐待の事実が確認でき、高齢者の生命または身体の重大な危険が明らかであるにも関わらず、虐待を行っている養護者が、具体的な支援を受け入れず、高齢者の保護や治療が困難なとき
- 入院や医療が必要な高齢者または、入所施設から養護者が無理やり連れ帰り、屋内に引きこもっており、養護者による加害や高齢者の安全が懸念されるが、養護者が他者との関りを拒否しているとき
- 養護者の言動や精神状態が不安定であり、同居している高齢者の安否が気遣われるが、養護者が高齢者に会わせない態度をとっているとき など

立入調査が必要と判断された場合、立入調査の実施方法についてもコアメンバー会議において協議します。（必要に応じて警察等への援助要請も行います。）

立入調査には、地域包括支援課職員、高齢者支援課職員、警察が中心となって関わるが、状況により関係課（保健センター、障害福祉課、生活援護室など）や地域包括支援センターがチームを組んで対応します。

<キーワード>

*使用帳票

「高齢者虐待事案に係る
援助依頼書」

「立入調査報告書」

6. ケースの検討 ～ 虐待対応支援計画の作成

コアメンバー会議の結果、抽出された課題に対して、高齢者の権利擁護という目的の下、今後の悪化を防止し、安定した生活を実現していくために、地域包括支援センターを中心に、関係機関と連携し、支援計画を作成していく必要があります。

(1) 個別ケース会議の開催（虐待対応支援計画の作成）

～ポイント～

- 誰がどのような役割をもって支援をしていくのか、支援の方針を決める必要があります。
- 個別ケース会議を開催し、多面的に関係者が協議し、検討する機会を持つことが有効です。
- 支援方針の決定に当たっては、高齢者本人の意思を確認し、それを最大限に尊重するようにしましょう。

① 個別ケース会議による方針決定

これまでに集められた情報を持ち寄り、多面的に状況を分析した上で、各関係者の協議のもと支援方針・支援内容・各機関の役割分担の決定等を行い、虐待対応支援計画を確定します。

虐待対応支援計画に基づき、各機関が支援を提供する上での連携方法を確認しておく必要があります。(いつ、誰が、どのような事項について、どのような方法で確認し、誰に連絡するのか等)

コアメンバー会議での検討結果で、緊急保護・入院を行った場合や立入調査を実施した場合は、ケース課題の共有化と今後に対する支援方策等の合意形成を十分に図ることが大切です。

個別ケース会議で決定された支援方針・支援内容及び分担された関係機関の役割に基づいて、地域包括支援センターは「高齢者虐待対応ケース会議記録・計画書」に記録し、個別ケース会議の参加者に配付します。

個別ケース会議で協議・確認すべき事項

- ・事例についてのアセスメント情報の共有、課題の整理
- ・支援方針、目標の協議
- ・具体的な支援方法の検討
- ・関係者間の役割分担や協働のルールの確認
- ・モニタリングの視点及び再アセスメントの見極め
など

虐待対応支援計画とは…

要介護高齢者については、担当ケアマネジャーが、本人・家族の同意の下、必要な介護サービスを居宅サービス計画に位置づけるが、虐待対応支援計画は、高齢者の権利擁護を目的に、虐待解消を目指すため、地域包括支援センターが作成します。そのため、虐待対応支援計画は、虐待事例への対応に必要なすべての社会資源の全体計画として位置づけられます。

そして、虐待対応支援計画は、虐待が解消され、被虐待高齢者の生活が安定すれば終了するが、居宅サービス計画は、要介護者のニーズがある限り継続します。

<キーワード>

*虐待対応支援計画には、虐待者（養護者）支援も含まれるが、虐待対応は、被虐待高齢者の権利擁護を主たる目的とすることを、個別ケース会議の参加者全員が明確に意識する必要があります。



7. 支援の実施

(1) 虐待対応支援計画の実施

※虐待対応支援計画は、問題解決に向けた支援の共通指針となり、誰（どの機関）が何をすることが明確になり、適切な援助ができます。

※虐待事例への支援には、様々なリスクを伴うことがあり、支援にあたっては、可能な限り多様な選択肢を用意する一方で、選択した支援方法を実施することによって生じる問題も想定しておく必要があります。

※援助の課程で、状況等に変更等があった場合には、各機関は速やかに地域包括支援センターに情報提供を行う必要があります。

地域包括支援センターは、経過を記録するとともに、その内容は、随時、各関係機関へ情報提供しておく必要があります。

具体的な支援方法（例）

ア 養護者や家族に介護負担・ストレスがある場合

- ・訪問や電話で、養護者等の話を聞き、家族の頑張りを支持する。
- ・在宅サービスを導入・増加する（デイサービス、ショートステイの利用により介護から離れる時間を作る。ホームヘルプ等の利用は、虐待の未然防止や顕在化にも有効）。
- ・同居の家族や別居の親族の間で介護負担の調整を進める。
- ・施設入所を検討する。

イ 養護者や家族に介護の知識・技術が不足している場合

- ・介護の知識・技術の情報提供
- ・介護に関する講座等の紹介
- ・在宅サービスを導入し、サービス提供の中で知識・技術を伝える。

ウ 高齢者に認知症がある場合

- ・家族に認知症の症状や関わり方の情報提供、説明・助言
- ・認知症についての相談窓口（介護者家族の会、医療相談等）を紹介

<キーワード>

※本人自身が解決に向かうことができるように支援（エンパワメント）することや、その為の情報提供も必要です。

※介護負担の軽減を図ることを重視しましょう。

※介護サービスの情報提供や正しい介護技術の理解を働きかけることが必要です。

※認知症に対する正しい理解を働きかけましょう。

サービスの提供は、介護者の介護負担の軽減や、高齢者の見守りという点等で効果が期待されます。

援助は、高齢者本人のみならず、虐待者にも配慮をした支援を行うことが大切です。

- ・服薬等で症状のコントロールが可能な場合もあるため、専門医を紹介し、診断・治療につなげる。
- ・日常生活支援自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）、成年後見制度の活用を検討する。

エ 高齢者や家族に障害や精神疾患等の問題がある場合

- ・精神疾患、アルコール関連問題、薬物などの場合は、保健センター、医療機関等につなげる。
- ・障害者手帳を所持している、障害を疑う生活障害がある場合については、障害福祉課につなげる。

* 専門機関へ繋げる際は、事前に関係者で相談し、支援の方向性を統一しておきましょう。

オ リフォーム詐欺等、消費者トラブルによる被害がある場合

- ・住宅リフォーム、電気温水器等の悪質訪問販売や電話勧誘販売、次々販売、催眠商法、点検商法などによる被害がある場合、消費生活センターにつなげる。

カ 経済的な困窮がある場合

- ・生活保護の相談つなげる。
- ・社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度の利用につなげる。
- ・各種減免手続き等を支援する。（住宅家賃、教育費等）

キ 虐待者が配偶者等であるが「現に養護する者」ではない場合

- ・「現に養護する者」ではない関係性の者からの暴力行為や虐待行為が疑われる場合は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV法）や「刑法」等の対応となる場合があり、虐待者の一時保護や「接近禁止命令」や「退去命令」などにより、虐待者を遠ざけることも可能である。



(2) 適切な権限の行使

① 老人福祉法による「やむを得ない事由による措置」

次のような「やむを得ない事由」により保護や面会制限、緊急一時的なサービス利用等が必要な高齢者については、老人福祉法に基づく「やむを得ない事由による措置」を行うことができます。

「やむを得ない事由」とは、

- ・65歳以上の者であって事業者と契約をして介護サービスを利用することや、その前提となる市町村に対する要介護等認定の「申請」を期待できず、このために介護保険サービスを利用することが著しく困難であると認められる場合
- ・65歳以上の者が高齢者虐待を受け、保護される必要があると認められる場合、または65歳以上の者の養護者がその心身状態に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要と認められる場合があります。

② 「やむを得ない事由による措置」の実施方法

「やむを得ない事由による措置」の実施については、コアメンバー会議において措置の必要性・方法等を検討し、その結果を基に市が実施の可否を判断します。

③ 「やむを得ない事由による措置」の解除のための支援

措置については一時保護を前提として、措置の期間中に市・地域包括支援センターを中心に措置の解除に向けた様々な支援を行っていくことが必要となります。

措置解除のための支援の進捗状況は、定期的にコアメンバーで情報の共有を行います。

支援の状況を踏まえて「やむを得ない事由による措置」の解除時期をコアメンバー会議において判定します。

家族間の調整・修復

※家族分離により、虐待事例についての支援が終了する訳ではありません。

※個々の事例の状況に応じて、施設入所による分離で解決したとするのか、それともいずれは元の地域(家庭)に戻ることを視野にいれるのかを判断する必要があります。

※一番大切なことは、高齢者本人も家族もそれぞれが安心して生活ができるようになることであり、かつ

<キーワード>

*必ずしも分離が最終解決ではありません。

分離後の生活の再構築や虐待者(養護者)との関係改善等の課題に対応する必要があります。

虐待が再発しないことです。そのためには、最終的にどうするのが望ましいのか、高齢者本人と家族の双方の意向を確認・尊重しながら考えていくことが大切です。

<キーワード>

④ 成年後見制度申立の検討

認知症等によって判断能力の低下が見られる高齢者の権利を擁護する方法として、成年後見制度の活用を含めた検討を行う必要があります。

本人や親族等による法定後見制度の申立て、または市長申立による審判請求があります。

成年後見制度

認知症等による判断能力が不十分な方の権利を守る援助者選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。成年後見人は、財産管理だけではなく、生活・医療・介護・福祉など、本人が自分らしい生活を続けていくことができるように援助します。

申立：家庭裁判所

対象：本人の判断能力に応じて3種類があります

内容：財産管理・介護サービス等利用契約の締結等
(類型によってできる内容が異なります)

*市長申立について
老人福祉法第32条に基づく審判の請求で、65歳以上の者につき、その福祉を図るために特に必要があると認めるときは、後見開始等の審判を請求することができます。

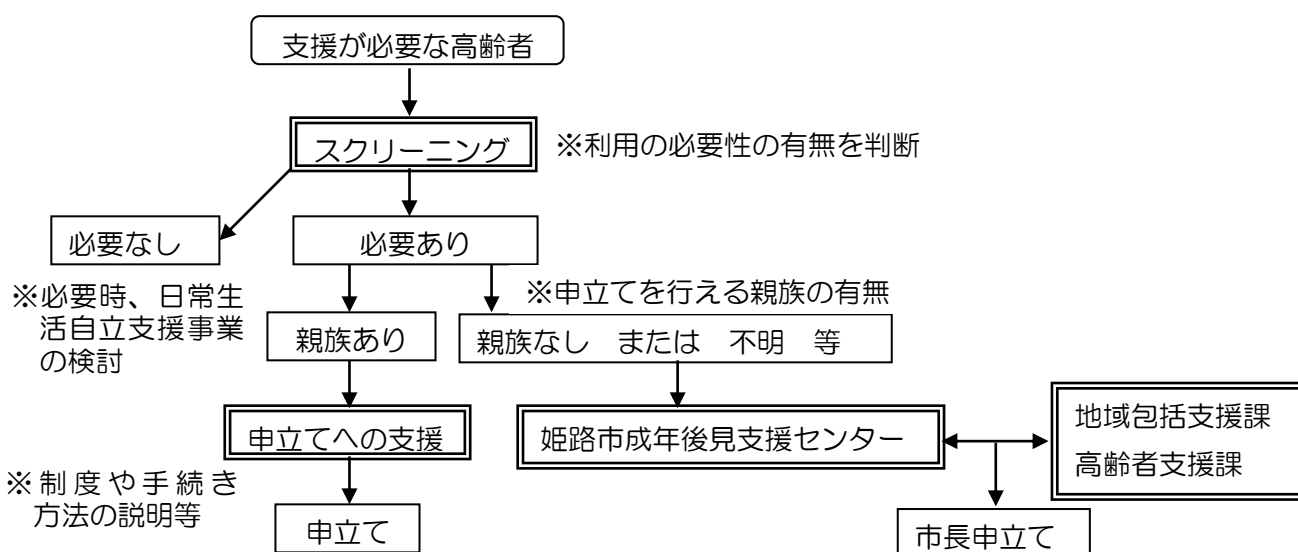
※3類型

後見…判断能力が全くない

保佐…判断能力が著しく不十分

補助…判断能力が不十分

申立の流れ



【日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）】

窓口：社会福祉協議会

対象：日常生活に支障がある軽度の認知症等の方（契約締結能力がある方が対象）

内容：福祉サービス利用等の手続きに関する相談や日常生活費程度の通帳の管理、公共料金等の支払いのお手伝い など

8. 支援の評価

～ポイント～

○事例への対応に当たっては、随時関係者から情報を集約・確認し、状態変動時には再アセスメントと支援方針の修正を行きましょう。

① 関係機関の情報集約・確認

※実際に支援を開始した後も、ケースの状況変化について確認していくことは欠かせません。コアメンバー会議にて作成した計画表に基づいた支援が行えているかどうかを評価時期を明らかにした上で、随時訪問したり、関係機関に状況確認と報告を依頼するなど、モニタリングの方法等について、関係者間で確認しておく必要があります。

※モニタリングは、地域包括支援センターが中心となり、関係機関から情報を集約・確認し、モニタリング結果を速やかに関係機関に伝え、情報を共有化します。

② 状況変化時の再アセスメント・支援方針の修正

※モニタリングの過程で、状況の変化や当初の支援方針では、改善が見られない等のことが明らかになった場合は、速やかに再アセスメントを行い、個別ケース会議を開催します。個別ケース会議にて、課題に対する解決策を協議するとともに、見直し後の支援計画を作成し、関係機関に配付し、情報を共有化します。

※再アセスメントにより、緊急と認められるなど、緊急対応等が必要な場合や、緊急対応をとったケースの課題が改善され、終結が見込まれる場合は「コアメンバー会議」を開催し検討します。

再アセスメント・支援方針修正のポイント

状況に応じて次の事項について再アセスメントし、必要に応じて支援方針を修正します。

ア 虐待は改善されたか

イ 本人や養護者の気持ちと現実的な支援の方向性を確認

ウ 虐待の状況が変わらない時は、新しい情報や事実はないか確認する

<キーワード>

* 虐待が改善されない場合や、本人や養護者の希望と支援方法の不一致などがあれば、再アセスメントをし、支援方法の見直しを行う必要があります。

* モニタリングにおいては、『見守りという名の放置』にならないように注意が必要です。

* モニタリング期限を明確にして対応することが重要です。

* 使用帳票

「経過記録」

「事実確認票」

「アセスメント要約票」

「会議記録・計画書（コアメンバー会議用）」

「会議記録・計画書」

「評価会議記録票」

など

9. 養護者（家族）への支援

～ポイント～

- 家族内に高齢者の介護という新たな課題が発生したとき、家族内の人間関係の結びつきが強化される場合と、逆に結びつきが弱まり虐待等の問題に派生していく場合があります。
- 支援を開始するに当たり、高齢者だけではなく、家族全体がどのような状況にあるのかを把握することで、問題の発見、解決の方法が見えてきます。
- あくまでも被虐待高齢者への権利擁護を最優先に考え、その中で、養護者支援の必要性について検討します。

① 家族支援のポイント

ア 多面的な介入を図る

- ・家族支援に当たっては、介護や高齢者福祉の枠組みの中だけではなく、精神保健や生活保護、障害福祉、児童福祉等、多面的に介入を図っていく必要があります。
- ・家族がうつ状態に陥るなど、頑張りすぎて疲弊しないように精神的な支援をしていくことも大切です。また、高齢者本人の要介護状態や認知症等の状態を家族が受容できるよう、情報提供や助言も必要です。

<キーワード>

※精神疾患、依存症などが疑われる場合は、医療の必要性も含めたアセスメントが必要になってくるため、医療機関や保健センター等と連携をとり対応することが重要です。

イ 高齢者本人への支援担当者と虐待者への支援担当者を分ける

- ・本人支援を主としている担当者が虐待者に対応すると、どうしても虐待者を責める立場になってしまう可能性があります。本人と虐待者が置かれているそれぞれの立場から状況を捉え、対応できるように、それぞれに担当を分ける必要があります。

ウ 家族全体への影響を考慮した支援方針を決定する

- ・保護や分離などを行う場合には、本人支援が終わった後に残された家族を誰がどのようにフォローしていくかが課題となります。残された家族への影響、家族のその後の生活のことを考慮してコアメンバー

会議にて支援方針を決定し、早期から関係機関の関わりが必要です。

工 支援者側が振り回されず、情報や支援方針の共有を徹底する

- ・ 虐待者等家族の中には、支援者間の対立をあおるような言動をするなど、支援者同士の連携に混乱が生じる場合も考えられます。虐待者等に振り回されないように、支援者同士はきちんと情報交換や事実確認を行い、共通した支援を行っていく必要があります。

10. 虐待対応の終結

虐待対応の終結とは、虐待行為が解消されたことにより、法による対応を終結することです。

この時の判断基準としては、虐待行為そのものの解消だけではなく、虐待の発生要因が除去されることにより、虐待行為が発生しないとコアメンバー会議にて判断されることが必要です。

虐待対応が終結した後も支援が必要な状態が継続することもあります。虐待対応と通常の支援は区別して扱います。

その後の生活支援についても、虐待の再発があった時などに速やかに把握できるよう、関係機関との連携を継続することが重要です。

